

令和 8 年度 武蔵野市立本宿小学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の目的

いじめは、子どもの生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。本校では、「いじめはどの学校でもどの子どもにも起こり得る」との共通認識の下、教職員が組織的に対応する。本方針は、平成25年度施行の「いじめ防止対策推進法」に加え、令和 5 年度施行の「武蔵野市子どもの権利条例」や、令和 7 年度からの「第四期武蔵野市学校教育計画」の理念を反映するものであり、「武蔵野市いじめ防止基本方針に基づく具体的方策（改訂版）」に基づくものである。学校だけでなく、外部機関、地域、家庭が十分に連携して、子どもが安心して学べる環境を整えることを目的とする。

2 本校が目指す 4 つの方針

武蔵野市の改訂指針に基づき、以下の 4 つの柱で取り組む。

方針 1：安心できる学校風土

多様性を認め合い、他者を尊重する安全・安心な学級づくりを推進する。

方針 2：自己指導力の育成

「しない・させない・見過ごさない」と主体的に行動できる力を育む。

方針 3：組織的対応の徹底

あらゆる手だてで早期発見に努め、安心できるまで継続して対応する。

方針 4：いじめの重大化を防ぐ

SC、警察、地域等と連携し、いじめの重大化を未然に防ぐ。

3 いじめ対応の支援について

いじめ防止に向けて、「生徒指導提要」に示された 2 軸 3 類 4 層構造（資料 1）に基づき、発達段階に応じた支援を行う。

・発達支持的な児童指導

人権教育や市民性教育を通じ、多様性を認める心を育む。

・課題の未然防止教育

児童主体のいじめ防止活動（標語作成、あいさつ運動、たてわり班活動など）を推進する。

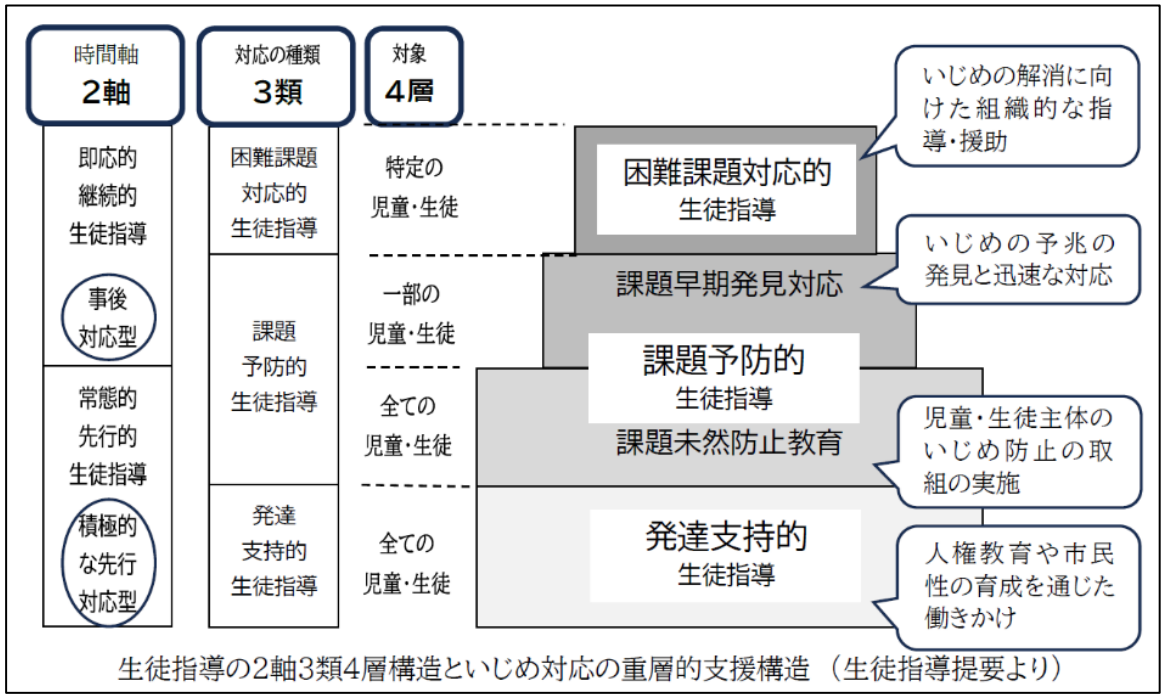
・課題の早期発見

アンケートや面談により兆候を察知し、迅速に安全を確保する。

・困難課題への児童指導

いじめ防止対策委員会での組織的な指導・援助により、被害児童のケアと加害児童への指導、関係修復を図る。

資料１：いじめ防止に向けた対応構造



4 具体的な取組と早期発見

(1) 未然防止の取組

- ・行事を通じた自己肯定感の育成
- ・人権尊重教育の推進
- ・道徳教育の充実
- ・いじめは絶対に許されない行為であることの全学級での指導
- ・学年、学級、たてわり班活動等での望ましい関係づくり
- ・学校便り、学年通信、学校HPなどを通じた家庭・地域との緊密な連携・協力
- ・いじめ防止対策校内研修の充実等を通じた教職員の資質の向上
- ・セーフティ教室や「SNS 東京ノート」等の活用による情報モラル教育
- ・児童企画委員会を中心にした「SNS 東京ルール」に基づく本宿小「SNS ルール」の策定。ネット上のトラブルについて主体的な行動を促す自己指導力の育成

【本宿小「SNS ルール」】

項 目	具体的な内容
時間と場所	スマホやゲームを使う時間や場所の約束を家族で決める。
情報の保護	フィルタリングやパスワード設定で情報を守る。
相手への思いやり	送信前に読み返し、受け取る人の気持ちを想像する。
個人情報の取り扱い	個人情報を教えたり、自画撮りを送ったりしない。
著作権・肖像権	写真や動画を個人情報として許可なく掲載・拡散しない。

(2) 早期発見体制

- ・定期的なアンケート調査【年6回（児童アンケート2回、親子アンケート2回、SCアンケート1回）】
- ・週1回の「生活指導夕会」による教職員間の情報共有
- ・SCや相談員による面談・行動観察の実施
- ・市の相談室などの利用の推進や周知等による相談体制の整備

5 いじめ防止対策委員会の組織

- ・校長を責任者とし、以下のメンバーで組織的に対応する。
- ・メンバー：校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、生活指導部員、スクールカウンセラー（SC）、市派遣相談員、担任、スクールソーシャルワーカー（SSW）等
- ・役割：状況分析、被害・加害児童への対応検討、関係機関との連携

6 重大事態について

【重大事態の定義】

○生命・心身・財産への重大被害として、いじめにより児童の生命等に重大な被害が生じた疑いがある場合やいじめにより児童が不登校（年間30日目安）を余儀なくされている疑いがある場合。

【重大事態への対処】

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省 令和6年8月改訂）に基づき、生命・心身への重大な被害の「疑い」が生じた段階で、迅速に以下の組織的対応を開始する。

- ・武蔵野市教育委員会への速やかな報告・連携
- ・被害児童のマンツーマンでの保護、緊急避難措置の検討
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づく適正な調査の実施

※いじめ早期対応のため、いじめの疑いが生じた場合は、いじめを受けた児童、いじめを行った児童、関係する児童の聞き取りを確実に行うこと。

【対応フロー】

(1) 初動対応・報告

- ・事態を認知後、直ちに武蔵野市教育委員会へ報告し連携する体制を確立する。
- ・被害児童および保護者に対し、調査実施前の事前説明を行う。

(2) 緊急安全確保

- ・教職員間の情報共有と教員によるマンツーマンでの被害児童の保護を徹底する。
- ・必要に応じて別室登校などの緊急避難措置を検討・実施する。
- ・加害児童に対しては、事実確認に基づき、懲戒や出席停止の措置を検討する。

(3) 調査・外部連携

- ・いじめ防止対策推進法第28条に基づき市教育委員会設置の調査組織と協力して調査を行う。
- ・必要に応じて警察への通報・相談や、児童相談所との連携を図る。

(4) 事後対応・再発防止

- ・状況に応じて、いじめ対策緊急保護者会を開催し、状況の説明と再発防止策を共有する。

- ・目的は「責任追及」ではなく、「事態の対処」と「再発防止」であることを共有し、組織的な解決を目指す。

7 いじめ「解消」の判断基準と継続指導

いじめ行為が見られなくなったように見えても、以下の2つの条件を満たすまで、少なくとも3ヶ月間は「解消」とせず、校内いじめ防止対策委員会での対象児童の様子について、定期的な報告、共有などにより、以下の視点で慎重な経過観察を行う。

・行為の停止

心理的・物理的な影響を与える行為が止まってから、3ヶ月以上が継続していること

・苦痛の解消

被害児童本人が「心身の苦痛を感じていない」と認め、保護者への面談でも確認ができること

※留意点：解消したと判断された後も、再発の可能性を常に念頭に置き、日常的に注意深く見守りを行う。

8 本宿小学校 いじめ防止に関する取組【年間計画】

4月	・保護者との教育相談（児童理解・情報共有） ・生活指導夕会（毎週）による教職員間の情報共有 ・特別支援教育校内委員会、不登校連絡会でのSSWやSC、家庭と子どもの支援員の参加 ・保護者会（いじめ防止対策等の取組について説明） ・「なかよしルーム※₁だより①」（都SC、市派遣相談員による児童、保護者に対する情報発信） ・「安心できる学校生活を送るためのアンケート」を実施
5月	・都SC、市派遣相談員との全局面談開始、「なかよしカード」の配布（全学年児童対象） ・生活指導全体会（教員全体での共通理解）
6月	・第1回ふれあい月間（安心できる学校生活を送るためのアンケート実施、いじめ防止標語作成） ・校内いじめ防止対策校内研修① ・GIGAワークブックの活用 ・教育相談日
7月	・保護者会（都のSCの紹介、市の取り組みや諸機関の説明） ・児童運営委員会主催の学校挨拶標語の募集・決定 ・「なかよしルームだより②」（都SC、市派遣相談員による児童、保護者に対する情報発信） ・保護者との個人面談（児童理解・情報共有）
9月	・セーフティ教室でのインターネットトラブル防止について（5・6年） ・「安心できる学校生活を送るためのアンケート（親子）」を実施 ・児童運営委員会による挨拶運動と全校児童を対象とした挨拶カードの実施 ・いじめ防止月間

	・校内いじめ防止校内研修② ・「なかよしルームだより③」（都SC、市派遣相談員による児童、保護者に対する情報発信）
10月	・教育相談
11月	・第2回ふれあい月間（安心できる学校生活を送るためのアンケート実施） ・GIGAワークブックの活用 ・あいさつ運動
12月	・「なかよしルームだより④」（都SC、市派遣相談員による児童、保護者に対する情報発信）
1月	・道徳授業地区公開講座 ・養護教諭の保健指導（発育測定時）「心と体について」 ・安全指導日における発達段階に合わせてインターネットモラルの指導 ・「なかよしルームだより⑤」（都SC、市派遣相談員による児童、保護者に対する情報発信） ・「安心できる学校生活を送るためのSCアンケート」実施 ・教育相談日
2月	・第3回ふれあい月間「安心できる学校生活を送るためのアンケート（親子）」実施 ・校内いじめ防止対策校内研修③
3月	・「なかよしルームだより⑥」（都SC、市派遣相談員による児童、保護者に対する情報発信）

※1 なかよしルーム：教育相談室